

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年5月31日

京都市人事委員会

委員長 金川 琢郎

京都市人事委員会規則第3号

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表本庁の項中「企画監」を「企画監 広報監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)